



担当	需給調整事業部		
	需給調整事業第一課長	岩間	勉
	需給調整事業第二課長	山口	晴久
	需給調整事業第二課長補佐	山本	茂
	電話	052-219-5587	
	FAX	052-219-5589	

## 平成23年度労働者派遣事業所等の動向と指導監督状況

～一般労働者派遣事業所は3年連続して減少～

～指導監督を行った派遣先事業所の約65%に不適正事案～

愛知労働局（局長 新宅友穂）は、平成23年度における労働者派遣事業及び職業紹介事業に係る指導監督状況を取りまとめた。

### 1 労働者派遣事業所及び職業紹介事業所の動向

#### （1）労働者派遣事業所

平成23年度の新規許可・届出数は、477事業所（一般労働者派遣事業42事業所（前年度比133.3%増）、特定労働者派遣事業435事業所（前年度比8.2%増）で、平成24年3月末現在の事業所数は、前年同月比1.0%増の6,673事業所（一般労働者派遣事業1,513事業所（前年度比8.4%減）、特定労働者派遣事業5,160事業所（前年度比4.1%増））となった。また、一般労働者派遣事業所は3年連続して減少した。《表－1》

#### （2）職業紹介事業所

新規許可・届出数は、82事業所（有料職業紹介事業65事業所（前年度比38.7%減）、無料職業紹介事業17事業所（前年度比86.5%減））で、平成24年3月末現在の事業所数は前年度比2.9%減の1,373事業所となった。

労働者派遣事業所の許可・届出事業所数の推移 《表－1》

	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	事業所数	(製造)	新規許可・届出	事業所数	(製造)	新規許可・届出	事業所数	(製造)	新規許可・届出	事業所数	(製造)	新規許可・届出	事業所数	(製造)	新規許可・届出
一般	1,957	821	235	2,026	857	202	1,851	785	83	1,652	709	18	1,513	669	42
特定	4,099	1,256	1,098	4,724	1,498	791	4,805	1,507	435	4,958	1,559	402	5,160	1,637	435
計	6,056	2,077	1,333	6,750	2,355	993	6,656	2,292	518	6,610	2,268	420	6,673	2,306	477

（注）製造業務の労働者派遣を行う事業所の件数は、内数である。

## 2 労働者派遣事業所に対する指導監督の状況

### (1) 個別指導監督

平成23年度に愛知労働局が実施した労働者派遣事業関係（請負を含む）の個別事業所に対する指導監督件数は、前年度と比べ9.1%減の894件であった。《表-2》

内訳は派遣元536件、派遣先161件、不更新・廃止事業所123件、請負受託者45件、発注者29件で、指導監督の結果、法違反を確認した424事業所に対して是正指導を実施した。

是正指導を行った事業所の割合（是正指導率）は47.4%であった。

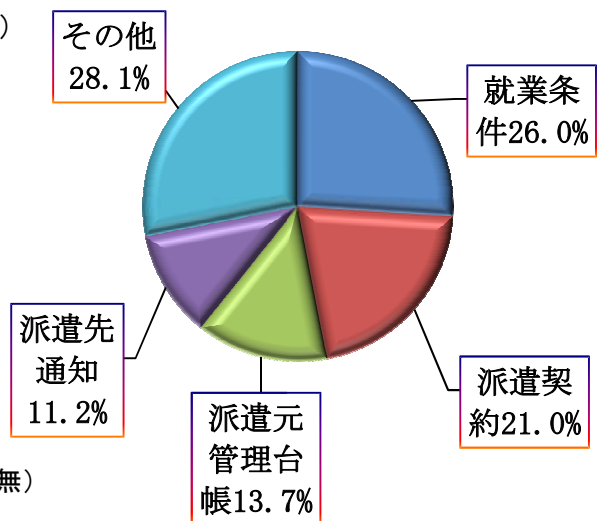
実施件数及び是正指導状況 《表-2》

	労働者派遣事業				請負事業			合計
	派遣元	派遣先	不更新・廃止	小計	受託者	発注者	小計	
① 実施事業所数	536	161	123	820	45	29	74	894
② うち是正指導事業所数	285	106	0	391	20	13	33	424

#### ア 派遣元の主な是正指導事項《図-1》

- ① 就労条件等の明示に関する違反（26.0%）
  - ・ 明示内容の不足及び明示なし
- ② 派遣契約に関する違反（21.0%）
  - ・ 契約内容等項目の不備
  - ・ 派遣先からの抵触日通知なしの契約締結
- ③ 派遣元管理台帳に関する違反（13.7%）
  - ・ 法で定める項目（業務内容・苦情処理体制等）の記載内容不足
- ④ 派遣先への通知に関する違反（11.2%）
  - ・ 通知内容の不備（年齢記載・各種保険加入の有無）

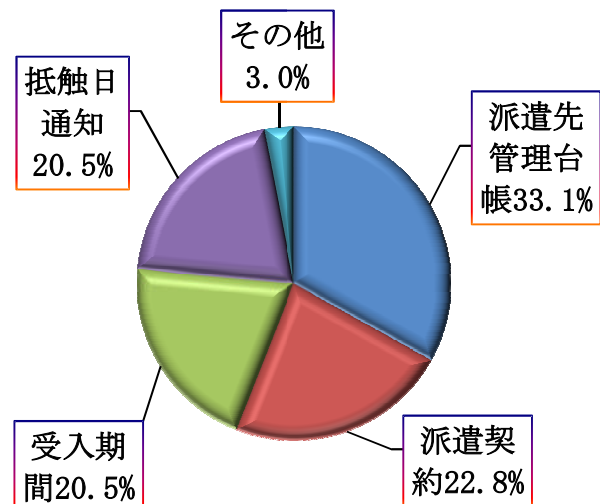
《図-1》 派遣元指導



#### イ 派遣先の主な是正指導事項《図-2》

- ① 派遣先管理台帳に関する違反（33.1%）
  - ・ 法で定める項目（業務内容・苦情処理体制等）の記載内容不足
- ② 派遣契約に関する違反（22.8%）
  - ・ 法で定める項目の記載内容不足
- ③ 派遣受入期間に関する違反（20.5%）
  - ・ 派遣可能期間を超えて労働者派遣受入れ
- ④ 抵触日の通知違反（20.5%）
  - ・ 自由化業務での派遣元へ抵触日非通知

《図-2》 派遣先指導



ウ 請負事業関係では、指導・監督を実施した請負受託者45件のうち20事業所、また、発注者においても、29件中13事業所に「偽装請負」（請負契約による労働者派遣）が見られ是正指導を行った。

## (2) 集団指導

平成23年度中に行った労働者派遣事業関係の研修等、集団指導の実施件数は54回で、受講者数は3,723名であった。《表-3》

また、昨年10月から12月の「労働者派遣事業指導監督強化期間」中に開催した「労働者派遣・請負適正化に向けた研修会」（4回開催）については、2,708名の参加があった。

集団指導の実施状況 《表-3》

内 容	実施回数	受講者数
ア 需給調整事業部各種講習会	41回	536名
・一般・特定労働者派遣事業新規許可届出講習会	(22回)	(327名)
・一般労働者派遣事業主許可更新講習会	(12回)	(155名)
・新規許可・届出事前講習会	(5回)	(15名)
・派遣労働者等セミナー	(2回)	(39名)
イ 労働者派遣・請負適正化に向けた研修会	4回	2,708名
ウ その他研修会(事業主団体等への講師派遣)	9回	479名
計	54回	3,723名

※ ( ) 内は内数

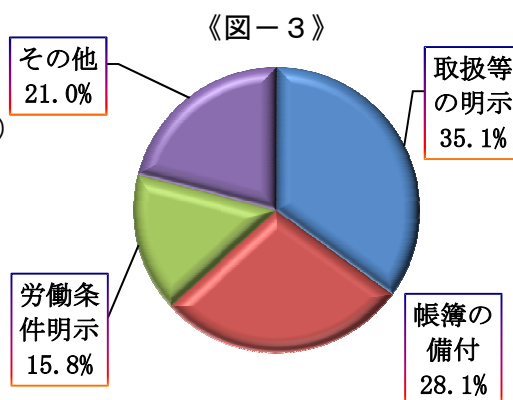
## 3 職業紹介事業所に対する指導監督の状況

### (1) 個別指導監督

職業紹介事業の個別事業所に対する指導監督件数は、前年度と比べ7.8%減の189件であり、法違反を確認した47事業所に対して是正指導を実施した。

主な是正指導事項 《図-3》

- ① 取扱職種範囲の明示に関する不備 (35.1%)
- ② 帳簿の備え付けに関する不備 (28.1%)
- ③ 労働条件の明示に関する不備 (15.8%)
- ④ その他 (21.0%)



### (2) 集団指導

入管法（出入国管理及び難民認定法）の改正により、職業紹介事業の許可・届出が必要となった外国人技能実習生受入監理団体の関係法令遵守を図るため、24年2月に研修会を開催し、81団体が受講した。